

差別発言発生時の対応について

1. 初期段階での対応の流れ

事象発生

- ・即時に、該当児童に発言の意図を正確に聞き取り、問題点を明確にした後、毅然とした態度で「その発言は決して許されるものではない。」等の教育的指導を行う。あわせて、周りにいる他の児童に対しても適切な指導を行う。

(第一報)

- ・必要に応じて、発生日時、場所、事象の概要、事象関係者の状況、事象発生直後の対応、今後の対応などを報告する。

聞き取り

- ・同日中に、その行為に至った背景について、慎重かつ正確に事実確認を進める。この際、加害者の責任追及ではなく、学校の教育課題を見いだす観点で聞き取りを行う。
なぜ言ったのか、どんな気持ちで言ったのか、背景を探る。(5W1H)
(課題が明確になるような聞き取りを。)
- ・被害者の心情に十分配慮し、心のケアに努める。
- ・加害者の心情や思いも受け止めながら、自ら、自分の偏見に気づいていくことができるよう配慮する。
- ・学年等で検討、相談しながら、複数で取り組む。
- ・必ず記録をとる。(事象の前後関係、会話の中身がわかるよう書き留める。時系列、状況を会話形式で記録する。)
- ・同日中速やかに事象の発生とその概要等を校長に報告する。

対応の検討と職員への周知

- ・学年 または 人権教育委員会、管理職などで対応を検討する。
- ・事象が、許せない差別であると実感するとともに、聞き取りをもとに、課題を明らかにするために
 - 「この事象の何が差別か」 「誰が被害者か、加害者か」
 - 「なぜその発言に至ったのか」
 - 「どのような差別性・偏見があるのか」
 - 「その偏見はどのようにもたらされたのか」 などを十分協議する。
- ・どういう状況下で事象が起きたのかをより明らかにして、要因を分析するために、さらに聞き取ったり確認したりするところがないか、協議する。
- ・発生日時、場所、事象の概要、事象関係者の状況、事象発生直後の対応、今後の対応などを随時報告する。

関係児童の保護者への対応

- ・いつ、誰が、どのような形で連絡するのかを学年等で検討し、管理職へ報告後、複数で対応する。
- <被害児童への保護者>
 - ・事象の概要及び状況、発生直後の対応、学校としての今後の対応などについて伝える。
 - ・事実を真摯に受け止め、謙虚な気持ちでのぞむ。
 - ・児童や保護者の、考えや思いをしっかりと聞く。
- <加害児童への保護者>
 - ・事象の概要及び状況、発生直後の対応、学校としての今後の対応などについて伝えるとともに、被害児童の気持ちや、事の重大性について伝える。
 - ・「絶対に許されるものではない」、学校全体の問題として取り組むことなどを毅然とした態度で伝える。
 - ・家庭での指導や協力をお願いするとともに、今後の子どもの様子を注意深く見守ってもらうよう伝える。

個別指導及び全体への指導

- <加害児童への指導>
 - ・「絶対に許されるものではない」、事の重大性を認識させ、毅然とした態度で行う。
 - ・なぜ言ったのか、どんな気持ちで言ったのか、発言した児童が自ら、自分の偏見に気づいていけるようにする。
 - ・なぜその発言に至ったのか、児童の思いやその背景にも配慮しながら、被害児童の気持ちなどを考えさせる。
 - ・今後の自分のあり方を考えさせる。
- <周りにいた児童への指導>
 - ・その時どう思ったのか、どんな行動をしたのかをしっかりと振り返らせ、今の自分について見つめ直させる。そして、何がよくて何がいけないのかや、今後自分はどのようにしていくかを考えさせる。
- <学級あるいは学年全体への指導>
 - ・事実を報告し、何がいけなかったのか、どうしていけないのか、もし自分が居合わせたらどうしたのか、今後どうしていくのかなどを考えさせる。
- <学校全体への指導>
 - ・場合によっては、全校集会などで児童への啓発に努める。

市教委・関係機関への報告と連携

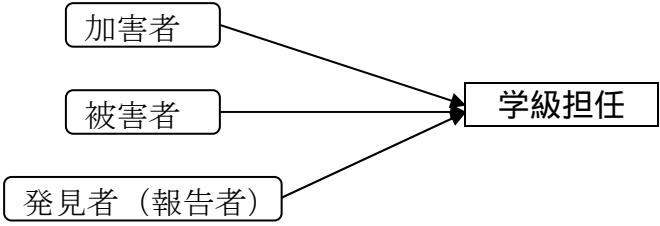
2 . 課題をあきらかにするための協議

- (1) 関係児童や保護者への聞き取り内容確認
- (2) 人権教育委員会での事象の分析
聞き取り内容や全校児童の実態把握等をもとに、本校の課題を十分協議するとともに、今後の方向性を話し合う。
＜課題を整理する視点＞
 - 教師の人権問題に対する意識及び認識
 - これまでの教育内容
 - 児童がもたらされている様々な差別に対する認識や意識の背景
 - 被害者・加害者及び周囲の児童の生活背景
- (3) 今後の方向性の原案づくり
協議内容をもとに、全職員との共通理解を図るための資料を作成する。
- (4) 全職員との課題共通理解

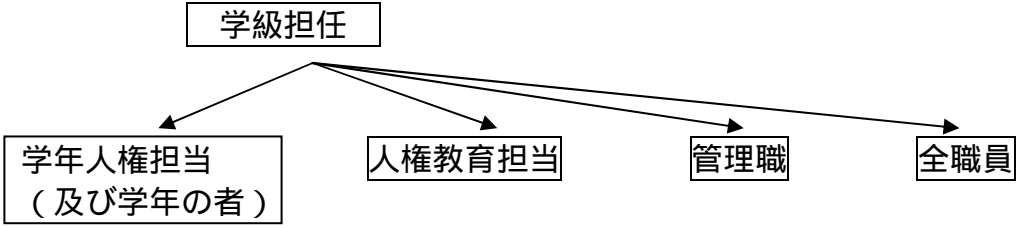
3 . 具体的な取り組みに向けた協議

- (1) 各学年・学級での取り組み内容の把握
- (2) 取り組み内容の交流・検証・修正協議
- (3) 実践の検証・成果と課題協議

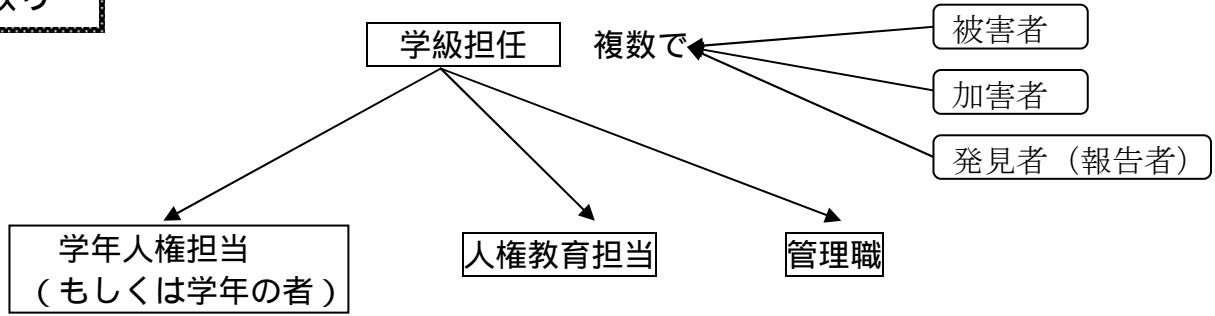
事象発生



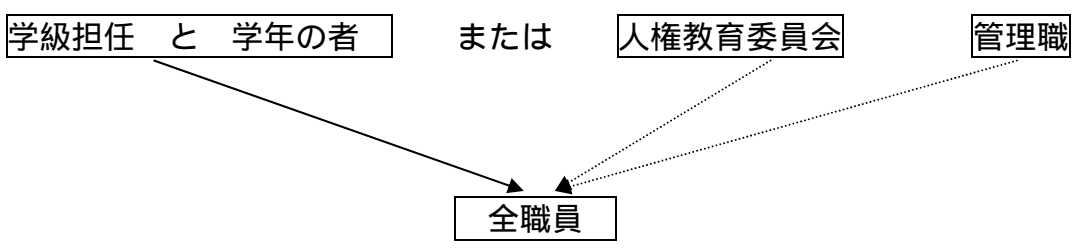
(第一報)



聞き取り

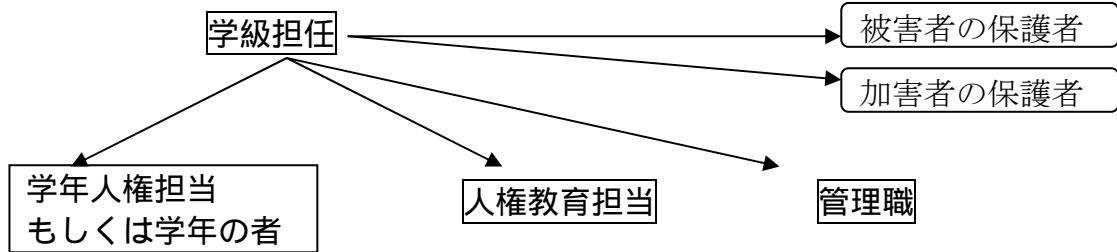


対応の検討 と 職員への周知

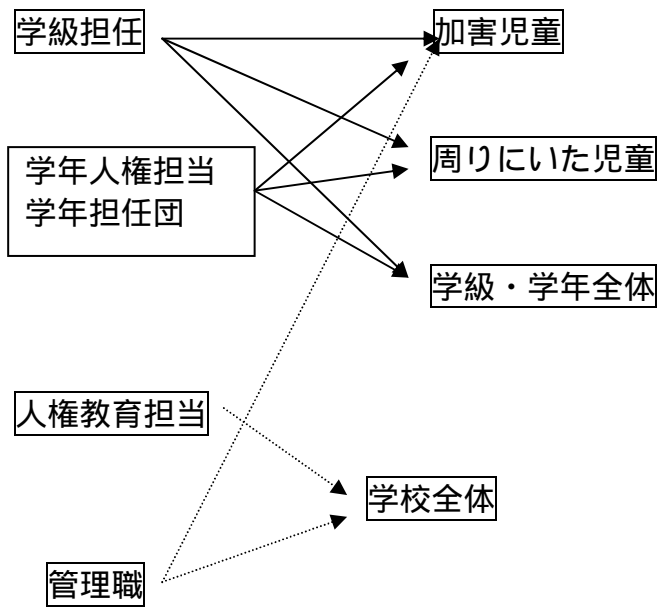


これより順不同

関係児童の保護者への対応



個別指導及び周囲（例えば学級など）全体への指導



市教委・関係機関への報告と連携

